

岩手県高等学校教育研究会特別支援教育部会規約

(名 称)

- 1 本部会は岩手県高等学校教育研究会特別支援教育部会と称し、事務局を部会長所属校に置く。

(目的及び事業)

- 2 本部会は特別支援教育の振興を目的とし、次の事業を行う。

- (1) 講演会の実施
- (2) 研究大会等派遣の支援
- (3) 研究集録等の発行

(会 員)

- 3 本部会の会員は次のとおり登録するものとする。

- (1) 特別支援学校に所属する校長および教職員は、本会に会員登録する。
- (2) 会員のうち、非常勤講師を除く教職員は岩手県高等学校教育研究会に会費を納める。

(役員等及び任務)

- 4 本部会に次の役員等を置く。

- (1) 部会長：会を代表し、会務を統括する。部会長の任期は3年とする。
- (2) 副部会長：部会長所属校の副校長が担当する。部会長を補佐し、部会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理 事：特別支援学校長を理事とし、本会の助言にあたる。
- (4) 監 査：部会長所属校の会員を監査とし、事務局会計を監査する。
- (5) 事務局員：部会長所属校から選出する。部会事務並びに会計にあたる。会計は予算書及び決算書を作成する。
- (6) 各校担当者：全ての特別支援学校に担当者を置く。

(会 議)

- 5 本部会に次の会議を設置する。

- (1) 総会：年1回部会長が招集する。必要に応じて臨時に招集することができる。
- (2) 理事会：必要に応じて部会長が招集する。

(会 計)

- 6 本部会の経費は、岩手県高等学校教育研究会からの配分金、その他をもってこれにあてる。

附則 本規約は、平成23年4月1日より施行する。

本規約は、平成31年4月1日より施行する。

本規約は、令和4年4月1日より施行する。

本規約は、令和6年4月1日より施行する。

本規約は、令和7年4月1日より施行する。

※部会長担当の順

年度	H28～29	30～R2	R3～5	6～8	9～11	12～14
部会長	久慈	気仙	釜石	宮古	久慈	気仙